

V まとめ（総合考察）

本研究所では、第四期中期目標期間（平成 28 年度～令和 2 年度）を通し、「特別支援教育における教育課程に関する総合的研究」をメインテーマに基幹研究横断的研究として取り組んできた。この 5 年間に、障害者差別解消法の施行、小・中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領、並びに小学部・中学部学習指導要領、高等部学習指導要領の告示、高等学校における通級による指導の制度化等が実施された。平成 29・30・31 年告示の学習指導要領は、移行期間を経て令和 2 年度には、これに基づく教育課程が小学校・小学部で本格的に実施された（中学校・中学部は令和 3 年度、高等学校・高等部は令和 4 年度から学年進行で実施予定）。今回の学習指導要領は、我が国が障害者の権利に関する条約を批准して以降、初めての学習指導要領の改訂であり、その理念が反映されている。今回の学習指導要領には、インクルーシブ教育システム構築に向けて、特別支援教育を一層推進していくことが示されている。

平成 28 年度～平成 29 年度の 2 年間は、「通常の学級と通級による指導の学びの連続性に関する研究」をテーマに通常の学級に軸を置き、通常の学級と通級による指導の学びの連続性に焦点を当てた研究を実施した。市区町村教育委員会、学校長、担任への全国調査からは、通級を利用する児童生徒の個別の指導計画を通常の学級担任と通級担当者が協力して作成する場合、その学級担任は通級による指導の内容の決定に関与し、特別の教育課程の理解も深く、指導の成果が通常の学級でも生かされていることを実感しているなどの結果が示された。また、訪問調査からは、通級を利用する児童生徒の学びを通常の学級に生かすための取組が整理され、それを基に通常の学級担任を対象とした手引の作成に至った。

平成 30 年度～令和 2 年度の 3 年間は、「新学習指導要領に基づく教育課程の編成・実施に向けた現状と課題」をテーマに、先の 2 年間の研究知見を基に、新学習指導要領の着実な実施に寄与すべく、学習指導要領に基づいて編成・実施される教育課程のもとで、育成を目指す資質・能力の指導の状況や、学びに必要な一人一人への支援状況などを把握することを目的とした研究を行った。調査研究においては、教育課程の編成状況の概況や課題を把握することができた。また、学校と本研究所研究員の協働による教育課程の改善に向けた事例研究や海外調査の実施等、学習指導要領に基づく教育課程の編成・実施に寄与する研究に取り組むことができた。結果として、事例研究を通じて特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級の教育課程の改善に向けた具体的な取組方法や知見を得ることができた。併せて、この研究で得られた知見を小・中学校特別支援学級の教育課程の編成・実施の参考となるよう「ガイドブック」としてまとめた。

次に、5 年間の「特別支援教育における教育課程に関する総合的研究」を振り返り、今後の研究の方向性と課題について述べる。

平成 29・30・31 年告示の学習指導要領では、各教科等において育成すべき資質・能力が明確に示された。資質・能力の育成に当たっては、各教科等が学びの過程を踏まえてお

り、その中で生じる困難さの改善、克服を目指した取組が特別の教育課程の編成・実施により実現される。この点で、通常の学級と通級による指導の連続性に焦点を当てた研究（平成 28～29 年度）の知見は、通常の学級担任の実践を支えるものとなっている。その後の調査研究（平成 30 年度）においても、取組の状況の把握とともに具体的な実践事例を整理した。今後も同様な取組の継続と、好事例の共有によるインクルーシブ教育システムの更なる推進が求められる。一方、通常の学級と通級による指導の連続性の検討は、自校の実践に留まらない。平成 30 年度の調査結果からは、自校に偏重した実施状況が散見され、巡回指導や他校通級の実施に関する課題が明らかとなった。巡回指導や他校通級についても、自校通級と同様に校内支援体制の構築と教育課程の関連付け、通常の学級と通級による指導の連続性を意図した指導の展開が期待される。

特別支援学級については、児童生徒の障害の状態等に応じた教育課程編成・実施の現状を把握した。交流及び共同学習の実施についても、教科ごとの実施状況の特色を把握することができた。平成 29・30・31 年告示の学習指導要領の完全実施に伴い、研究知見の普及を行うことで、特別支援学級が、多様な学びの場の一つとしての機能を高め、わが国のインクルーシブ教育システムの推進の一翼を担うことが求められる。

特別支援学校については、教育課程編成の特色や課題を看取することができた。各学校には、在籍する児童生徒が、障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服し自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を身に付け、各教科等で求められる資質・能力を確実に身に付けることができるよう工夫することが求められる。さらに、各学校には、児童生徒の発達程度、適応の状況などを勘案しながら柔軟な転学が行われた際に、学びの連続性などを担保することが求められる。このようなことを踏まえると、各教科等のバランスや学部段階間及び学校段階等間の教育課程の連続性の検討を一層推進させることが重要である。また、特別支援学校の知的障害の各教科の指導においては、各教科等の授業時数の適切な配当のためにも、教育課程編成と指導の形態（教科等を合わせた指導等）の在り方等の整理が重要となる。

最後に、中央教育審議会は、『『令和の日本型学校教育』の構築を目指して（答申）（中央教育審議会, 2021）』を発表した。この中で、特別支援教育は、「障害のある子供の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、子供一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである」との基本的考え方を示した。ここで示された基本的考え方は、この 5 年間の研究の知見「子供たちの自立と社会参加を一層推進していくためには、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校において、子供たちの十分な学びを確保し、一人一人の子供の障害の状態や発達の段階に応じた指導や支援を一層充実させていく必要がある」と重なる。

情報・支援部 上席総括研究員 横倉 久

引用文献

- 中央教育審議会 (2016). 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）. http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/__icsFiles/afieldfile/2017/01/10/1380902_0.pdf（アクセス日, 2021-02-18）
- 中央教育審議会 (2021). 「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す，個別最適な学びと，協働的な学びの実現～（答申）（中教審第 228 号）. <https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo3/079/sonota/1412985_00002.htm>（アクセス日 2021-02-18）
- 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 (2018). 特別支援教育資料（平成 29 年度）. http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1406456.htm（アクセス日, 2021-02-18）